

平成27年12月定例会 環境対策特別委員会 (付託)

平成27年12月16日(水)

[委員会の概要]

庄野委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○自然エネルギー立県とくしま推進戦略(案)について(資料①②)

高田県民環境部長

一点、御報告させていただきます。お手元に配布しております資料1の1、1の2を御覧ください。

自然エネルギー立県とくしま推進戦略(案)についてでございます。さきの9月県議会におきまして、素案を御報告させていただいたところでございますが、その後、県民の皆様方からの御意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施するとともに、自然エネルギー立県とくしま推進委員会等での御意見を踏まえ、資料1の2のとおり、推進戦略案を取りまとめたところでございます。今後は、県議会での御論議を頂いた後、速やかに推進戦略を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。報告事項は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

庄野委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

木南委員

事前委員会で旧吉野川流域下水道事業の進捗について等々をお伺いして、付託委員会でお答えいただくようお願いしてあったんで、委員長のお許しを頂いて、一番初めに質問させていただきたいと思います。

進捗状況についてと合特法、いわゆる下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、それに対する県の考え方ということで問い合わせしていたところ、準備していただいているとのことで、お答えさせていただきたいと思います。

酒井水・環境課長

ただいま、木南委員から事前委員会におきまして整備が進む旧吉野川流域下水道事業に関連いたしまして、浄化槽清掃業者等への影響が出ることが懸念されるということで、合

特法に関連しまして、今後どのようにというお話でございました。

まず、下水の事業進捗について、事前委員会でも報告をさせていただきましたけれども、その際、県全体の下水道の事業の進捗ということで、16パーセントとお話をさせていただきましたが、実は17パーセントということで訂正をさせていただきたいと思います。それと、旧吉野川流域下水道の現在の進捗状況でございますが、12.5パーセントというような状況になってございます。

それで、合特法に関しまして、どのように取り組むのかということでございますけれども、県といたしましては、今後、本県の美しく豊かな水環境を保全し、創出していくために、汚水処理人口普及率の向上に積極的に取り組むこととしておるところでございます、そのために、人口集中地域、密集地域でございます旧吉野川流域地域につきましては、下水道の整備の促進、これを強力的に働き掛けていくこととなります。その結果、下水道の急速な普及によりまして、し尿処理業者、また、浄化槽の清掃業者につきましては、業務の縮小や廃止を余儀なくされる可能性が、今後出てくるというようなことも考えられます。そういうことで、県といたしましては、下水道の普及状況や各市町の地域性、財政状況に応じまして、合特法の趣旨を踏まえ、浄化槽清掃業者等に適切に支援をなされるよう、市町村に対しまして要請をするとともに、現在開催しております下水道技術研鑽^{けんさん}のための下水道施設の維持管理に関する研修会への参加などにつきまして支援を行っていきたいと考えております。

木南委員

大体お答えいただいたと思うんですが、下水処理事業というのは、環境保全の面からいってもいろんな方策はあると思うんですが、当該地域においては広域下水道の整備だろうと私は思っております。県全体にそれが当てはまるかといったら、必ずしもそうでないと思いますが、そんなことでありますから、いわゆる、光の部分でありまして、合理化していくということは、いわゆる、合特法等に言われるような影の部分もあるわけです。そんなことも十分に配慮しながら進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

上村委員

旧吉野川流域下水道事業、木南委員も発言されたので、一部重複するかと思うんですけれども、流域下水道工事そのものについてお聞きしたいと思います。この工事というのは、2002年、平成10年から始まったと思いますけれども、実際、いつから始まって、幹線管渠^{きょせん}が出来上がって、支線から各家庭、事業所に接続されるまで、大体のめどを教えてください。

また、この工事の予算、当初の見込みがどれくらいで、現在までにどれくらいかかったのか、工事の進捗状況も合わせて教えてください。

流域下水道事業を進めている地域というのは比較的人口密度が高い市町村が行う公共下水道事業よりも経済的だという判断の下で行われていると思うんですけれども、現時点でこの地域でどれくらいの方の汚水処理が可能になっているんでしょうか。もちろん公共下水道事業をそれぞれの市町で行った場合と、流域下水道にした場合と経費の面で比較検討

はされたことと思うんですけれども、それでどれくらいの経費の差が出るのか。例えば1トン当たりの処理費用でどれだけ差が出るかといった具体的な数字も挙げていただければいいと思うんですけれども。

流域下水道というのは、巨大で長距離にわたる幹線管渠^{きよ}を造って、それから支線をずっと出して行って、各家庭、事業所につなぐということで、つないで初めて汚水処理が始まる、大変長期間にわたる工事が必要だと思います。実際、旧吉野川流域下水道事業も、まだこれで完成という状況にはなっていない。経費から見ても巨大で長距離にわたる幹線管渠^{きよ}を造り上げるという先行投資の部分が50パーセント以上を占めると言われておりますので、この過大な先行投資が流域下水道の特徴ということで、維持管理費もこの投資の規模に従って上がっていくわけです。支線ができていない地域では、新築の家は合併浄化槽を造らなければいけないというふうになってますので、後から支線ができると流域下水道につないでくださいとお願いをするわけですが、まあ強制ではないということだそうなんですけど、なかなか不合理な話だなあと感じます。しかも、合併浄化槽のほうが、各家庭にとっては維持管理費が安いとなると、なかなか接続率^{きよ}は上がらないというのが非常に問題だと思うんです。流域下水道の場合は市町村が末端の管渠^{きよ}を整備して、また一方で、処理場を造っても、市町村と処理場をつなぐ幹線管渠^{きよ}ができなければ、下水というのは一滴も処理できないわけですよ。極端に言うと、幹線管渠^{きよ}の建設が100パーセントになって初めて、普通の公共下水道に追い付くというような状況だと思います。しかも今は地震など災害も非常に多いと、幹線管渠^{きよ}が長距離になればなるほど寸断されたときの復旧というのは本当に大変だと思います。災害のことなどを考えても、合併浄化槽など一番経済的だし復旧も早いということで、従来から日本共産党は、この合併浄化槽などを取り入れた事業でやるべきだということを申し上げてきました。下水道普及率を上げることを考えても、また借金の多い県財政のことを考えても、このまま流域下水道事業を進めるというのはいかがなものかと思うんですけれども。

それと、指定管理の問題なんですけれども、この流域下水道の指定管理業者の契約更新、2回目ということなんですけれども、ここに6億円余りの補正予算が上がってますけれども、指定管理にした理由、メリットはどういうものなのか。最初から1者しか参加していないことなんですけれども、これはどうしてなのか。そのことについてお聞きしたいと思います。

酒井水・環境課長

ただいま、上村委員から旧吉野川流域下水道につきまして何点か御質問を頂いております。まず、旧吉野川流域下水道の工事がいつから開始をしていつ頃完了するのかという御質問でございます。旧吉野川流域下水道につきましては、平成12年度に県が事業着手をいたしております。それに合わせるように、各市町村では、平成13年度から平成14年度にかけて事業に着手をして、それぞれ、管渠^{きよ}の整備を進めてきたところでございまして、終末処理場につきましては、平成18年度に事業着手をいたしております。それで、処理場ができたということで、平成21年4月に一部供用を開始したところでございます。

それで、各市町につきましては、現在も事業認可区域を順次拡大をしつつ、整備の促進を図っているところでございます。

完成時期につきましては、現在、事業認可区域を順次拡大して整備を行っているという

こと、それから現在、県及び市町村においては汚水処理構想の見直しを行っているところでございまして、その時期については、はっきりしたことは言えるところではございませんけれども、旧吉野川流域下水道につきましては、当該流域の美しい水環境、この実現にとって欠くことのできない事業であることから、スピード感を持って整備の促進に努めていきたいと考えてございます。

次に、全体の事業予算でございますが、これは平成11年当時の計画段階の数字でございます。県の事業の予算としましては、約600億円で、平成26年度末までの事業費の累計は約330億円となっております。それから、流域関連市町の流域関連公共下水道事業につきましては、全体の予算が約1,500億円、平成26年度末までの事業費の累計額が約190億円というような状況でございます。

現在、流域下水道におきまして、どのくらい整備が進んでおるのかということでございますが、現在、下水道での整備は約1万8,000人ぐらいの方の整備が進んでおり、整備率としては12.5パーセントという状況でございます。

それから、流域下水道と合併浄化槽につきましては、計画段階におきまして、それぞれどちらが有利かという試算もしておりまして、その試算結果でいきますと、流域下水道で整備する場合に比べまして、合併浄化槽のほうが2倍ほどの経費がかかるというような試算の結果が出ております。

それから、指定管理につきましては、幾つか御質問を頂いております。指定管理につきましては、平成25年度から平成27年度までが1回目の指定管理ということで、今回、平成28年度から平成30年度までが初めての更新ということになるわけでございますけれども、指定管理のメリットにつきましては、一つは、コストの縮減が大きく図られるということ、それから県の事務の軽減が図られるということが大きなメリットと考えてございまして、そういうことで、旧吉野川流域下水道の浄化センターにつきましても指定管理を導入いたしましたところでございます。

それと、指定管理の業者でございますけれども、今回も応募は1者だけであったということでございますが、旧吉野川流域下水道、浄化センターにつきましては、その管理につきまして高度な技術的な面が要求されることから、経験が相当いるということもあり、今回、結果的に1者だけであったと考えてございます。

上村委員

平成11年当時の計画で、県としては600億円、平成26年度末までに300億円を使っている。あと300億円はかかる予定と、全体でも3分の1強の予算を使っているということですが、私が質問した中で、一体、完成といえる状況がいつになるのかということについては触れられていなかったように思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

酒井水・環境課長

旧吉野川流域下水道の完成時期についての御質問でございますが、先ほども言いましたけれども、現在、旧吉野川流域下水道の事業につきましては、県、市、町、連携をいたしまして、スピード感を持って事業の進捗に努めておるところでございます。完成時期につ

きましては、現在、汚水処理構想の見直しを行っているところでございまして、何年度にというようなところにつきましては、はっきりと申し上げられる段階ではないということでございます。

上村委員

いろいろ難しい要素はあると思うんですけれども、公共事業で完成時期のめどが立たないというのは、ちょっと問題ではないかなと。今、ずっと毎年、予算を継ぎ足して行って、幹線を伸ばして、つなげていくという壮大な事業ですけれども、本当にこれがいつになったら完成するのかというのは、住民にとっても大変大きな関心事と思うんです。徳島はなかなか汚水処理のパーセントが上がってませんので、この事業ができれば、計画当初では17万3,000人の処理ができるという計画ですので、これ結構大きな数字になってくると思うんですけれども、是非、いろいろ難しい要素はあると思いますけれども、いつ頃までには完成する見込みだというふうなことをちゃんと出していただかないと困るなあと思います。ですから、その辺の試算を是非、次で結構ですのでやってみていただきたいと。こういう場合にはこうなりますとか、そういう仮定の話でも結構ですので、一体いつになったら出来上がるのかということをお聞きしたいと思います。

2002年の8月ですかね、おはようたくしまというテレビ番組でも、この下水道問題を取り上げているんですけれども、2000年の9月に、当時の自治省が、全国の知事とか市町村長に、汚水処理施設の整備は合理的にやれということで、そういう通知がきているそうなんですけどね。なかなか徳島でも財政面からいっても下水道を建設し続けるということには無理があるのではないかと。そういうふうな、番組でもいろいろ評価がされておったようですけれども、国土交通省で、新規事業採択時評価結果というのが出されているんですが、それを見ると、費用対効果もOKでコストも公共下水道を実施した場合の約80パーセントで済むと。経済性に優れていると。事業着手からおおむね7年以内で供用開始が可能という検討を経て、こういう工事が始められたというふうに思いますけれども、今、合併浄化槽との比較で、2倍と言われたんですけれども、これはちょっと過大な経済効果の計算ではないかなあという気がします。一応、1,500億円、県としても600億円のめどでこの工事をしているということですが、まだいつできるかも分からないという状況ですので、これは合併浄化槽が各家庭でそれぞれ自治体が補助をしますけれども、それぞれの家庭のそういう持ち出しもありますし、すぐにできるわけですよ。そういう比較でいうと、2倍というのはちょっと言い過ぎじゃないかと思うんですけれども、この点はいかがでしょう。

酒井水・環境課長

ただいま、合併処理浄化槽と流域下水道の経済比較についての御質問を頂きました。現在、県におきましては、汚水処理人口普及率を高めるために、下水道、合併処理浄化槽、それから農業集落排水事業等により、それぞれ地域の実情に応じ、また、経済性等も考慮をしながら、それぞれの地域に合った整備手法によりまして事業を進めており、そういう中で、県におきましては汚水処理構想についても現在見直しを進めておりますけれども、効率的な手法で整備していくように作業を進めており、県といたしましても、できるだけ

早く、汚水処理人口普及率、これを上げるため、一生懸命取り組んでいきたいと考えてございます。この経済比較につきましては、建設費、それから維持管理費等々含めまして、総合的に考えてございまして、合併処理浄化槽につきましても、当然、個人のお宅の合併浄化槽だけでなく、浄化槽汚泥を処理するし尿処理場といった大きい施設も要することも加味して比較をしたものでございます。

上村委員

合併処理浄化槽にするもう一つの利点というのは、地元の業者の方の仕事が増えるということなんですよ。そういうことも考えると、地元にお金も落ちると。私たちが一般的に考えても一石二鳥ではないかと。大規模な流域下水道だと、そういうことは全くないわけですね。大きなところが工事をずっと進めていくので、多少、下請、孫請けとか、地元の業者も入るかも分かりませんが、そのほとんどは大きなところで進めていくということになりますので、是非、また、私もちょっと勉強したいと思っておりますので、この経済効果を考えたときの資料というんですか、データをまた後で結構ですので、出していただきたいなあと思っておりますけれども、またその点はよろしくをお願いします。

それから、指定管理者制度の問題ですけれども、これも従来、日本共産党は指定管理者制度導入には反対してきました。それはなぜかという、公の施設が地方自治法の第244条に指定されているように、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設であると、公共性を持たず、営利を目的とする民間会社にそれを任せて、代行させて自治体としての責任が果たせるとは考えられないということです。経済効率とか費用の縮減とかいうこともメリットとして挙げられてますけれども、ずっと、下水道については、公共的なところで責任を持っていかなくてはいけないところですので、何年かおきに指定管理者の選定をして、変えていくということでは、なかなか、非常に高度な技術もいるもので、1者しか参加していないという状況になりますと、これちょっと、既得権益とか、そういうものも出てくる可能性もあるので問題ではないかなあと思っております。2010年の12月の総務省通知でも指定管理者制度というのは公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービス提供者を指定するものであって、単なる価格競争による入札とは異なると強調しています。制度導入というのが、単なる経費削減のツールとしてはならないことを指摘しますし、自治体が利用者が安心できる施設運営と労働法令の遵守とか、雇用、労働条件への適切な配慮がなされる事業者を選定するよう要請しています。そういう点で、複数の企業の参入があれば、県として、そういった面でのチェックもできるでしょうけれども、1者しかないということになれば、そこを指定するしかない、これ国の制度としても、指定管理にするのか、直営にするのか、どちらか二者択一というふうな制度に変わりましたので、これ自体問題と思っておりますけれども、その点でも指定管理者、無理に導入することはないのではないかなあというふうに思います。この点についてはいかがでしょうか。

酒井水・環境課長

ただいま、旧吉野川浄化センターの指定管理に関しまして御質問を頂いております。先ほども言いましたけれども、この旧吉野川浄化センターの指定管理でございしますが、その

目的といたしましては、民間ノウハウの活用、コスト縮減のほか、業務負担の軽減を図ることによりまして、良質な公共サービスの提供を目的といたしておるところでございます。この指定管理者制度につきましては、委員おっしゃるとおり、複数の申請者が競争することによりまして、提供するサービスの向上や管理コストの縮減等、よりよい管理運用を実現していくという制度でございます。今回、そういうこともございまして、県といたしましては、この募集に当たりましては、7月31日に募集手続を開始いたしまして、募集要項及び要求水準書を県のホームページに掲載するとともに、8月12日の県庁だよりにおきまして広報を行い、より分かりやすい広報や情報提供に努めるとともに、約2か月の募集期間を設け、現地説明会の機会も複数回設けるなど、応募機会の確保に努めてきたところでございますが、今回、そういう要項、要求水準書を見られて応募が1者しかなかったということもございまして、県といたしましては、下水道の処理実績を有する県内業者の育成が喫緊の課題であると認識しておりまして、そういう業者の育成等を通じまして、更なる競争性の確保に努めてまいりたいと考えております。

上村委員

これについては意見を述べるだけにしておきます。ずっと平行線ですので。

次に、廃棄物の3Rの取組についてお伺いをしたいんですけれども、12月議会開会日の知事説明の中で、環境首都新次元とくしまの実現について、環境への負荷が少ない循環型社会を作るとして、県では廃棄物等の3Rの取組を積極的に展開しているというお話がありました。この取組の具体的な状況を教えていただけないでしょうか。

藤本環境首都課長

ただいま、上村委員のほうから、県における3Rの取組の状況のお尋ねでございます。ごみの減量化には、県民一人一人が、いわゆる昔ながらの大量生産、大量消費というような消費生活を見直しまして、環境に配慮したライフスタイルに転換することが非常に重要であると考えておりまして、県では、そのため、事業者、それから県民に対しまして3R意識の普及啓発を努めているところでございます。具体的に申し上げますと、委員も御覧になられたかもしれませんけれども、こういうような憲章を作っておりまして、これが今年の1月に作ったところでございますけれども、この憲章の中でも、この3Rに関することを大分書かせていただいております。そういうようなところ、大人とか、それから次代を担う子供たち小中学生とかに、この憲章の理念を普及するという意味合いで、出前事業等々を積極的に実施をしておるところでございます。また、やはり一番ごみが出る買物の際に、できるだけ環境に優しい買物が、実践活動がとれるようにということで、自らマイバッグを持って行って、レジ袋を断るような買物活動を普及するという意味合いで、各大型量販店とか消費者協会とか、そのあたりと連携をいたしまして、県内各地でマイバッグキャンペーンを実施しているところでございます。さらには、簡易包装等、そのような環境に優しい取組を行っております小売店とか、事業所をエコショップというふうに認定をいたしまして、その内容を県のホームページとか、各種イベントで御紹介をすることによって、消費者、店舗等双方の環境意識の啓発を図っているところでございます。

上村委員

住民の間ではいろいろ、上勝町のゼロ・ウェイスト宣言だとか、いろんな主体的な取組が始まっていますけれども、先進的な取組という点では、発生抑制のリデュースですか、商品を作る企業への働き掛けが一番大事ではないかなあと思うんです。この点で、一部、エコショップの認定とかいろいろありましたけれども、商品を作る企業への働き掛けという点では、県はどのような取組を行っているのでしょうか。

藤本環境首都課長

3Rで、リデュース、リユース、リサイクルということで、一番初めにリデュース、いわゆる発生抑制がきておるように、まず、ごみを発生させないということが一番大事ですので、そのあたりは先ほども申し上げましたように簡易包装等に積極的に取り組んでいるところをエコショップとして認定して、宣伝をしていくとともに、更に新たな簡易包装に努めていただけるような企業を我々のほうからも探したりとか、そういうふうな活動に努めていただくように訴え掛け、呼び掛けをさせていただいて、エコショップを増やしていこうかと考えているところでございます。

上村委員

エコショップの認定など、そういう工夫もいると思うんですけれども、もっと根本的な取組があると思うんですよね。私も買物をして、いろいろ商品を使っていますけれども、いたる所にペットボトルを売っていますし、24時間いつでも買えるコンビニ、それから自動販売機と、非常に便利なんですけど、その一方では、本当に行く先々でいっぱいごみを作るという状況になってますので、こういった生活スタイルの見直しもしなくてはいけませんし、またペットボトルのリサイクルの仕組みも、業者にほとんど自己負担がないというか、自治体のごみ処理に苦慮している。その割に事業所に対する費用面での負担も日本では非常にないと。ヨーロッパなど諸外国では、この点は徹底して事業者が自ら負担をしていくというふうな方向にかじを切っていますけれども、日本ではその点、非常に不十分だと思うんです。ですから、国もそういう点で環境を守るためにも、そういった努力をしてもらうように、是非知事会などからでも要請をしてほしいと思うんですけれども、それとともに、ごみというのは、できるだけ環境面からも燃やさない。これ、世界の常識になっています。しかし日本では、どんどん燃やすという方向にどうもいっているなあと。

先般も言いましたけれども、徳島市含めて7市町村が広域処理で、大型焼却炉を造って、県下の52パーセントを超える、そういった大量のごみを佐那河内村に集めて、24時間、大型の焼却炉で燃やし続けると、この計画は佐那河内村が建設地を撤回しましたので破綻しましたがけれども、今度、徳島市は単独でそういった焼却炉を造ってまたやるというふうになっていますけれども、大型の焼却炉を設置して広域でやればやるほど国からの補助が下りて、そういう事業を国も県も進めていくという方向にいつていること自体、私も問題と思うんですけれども。やっぱり、燃やさないためにどうするかと、その努力が一番重要ではないかと思しますので、この広域処理については、いろいろ前回の事前委員会でも言われ、まあ、なかなか意見が一致しないと思っておりますけれども、私たちは広域での処理自体も

反対してますし、大型焼却炉で何でも燃やすような方向へ行くごみ行政も問題だと思っています。焼却炉は非常に安全だということで、前佐那河内村長が本当にあちこち見学に村民を行かせるということもやりましたけれども、日本の焼却炉の安全基準というのは、ダイオキシンの問題だけなんですよね。年1回の測定で、重金属類については基準もありませんし、計測の義務もないと。諸外国から比べても非常に不十分だと思います。こういう点でも、ごみを長時間高温で燃やし続けるというこういったごみ行政はもうやめていく方向に行かざるを得ないのではないかと思います。今、COP21も開催されて地球温暖化防止ということで、大量のごみを燃やしてCO₂を発生させると、こういった行政はもう見直していく時代に入っていると思いますので、是非、徳島県でも環境を守っていくためにそういう方向にかじを切っていただきたいなあと思います。これは私の意見として述べさせていただきます。

藤本環境首都課長

当然ながら、ごみを減らしていくということは非常に環境美化のためにも、CO₂排出削減ということからも非常に重要なことと考えておりますので、我々としたしましても、県民の皆様のライフスタイルの転換、それから事業者の皆様のビジネススタイルの転換、これに向けまして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

河崎環境指導課長

先ほどから、ごみ行政についての御意見を頂戴いたしました。環境行政、廃棄物対策に取り組む上で、3Rの総合的な取組の推進、これにつきましては、処理施設の確保とともに真摯に取り組むべき課題であると認識をいたしております。まずは廃棄物の発生抑制に努めて、それでも廃棄物となったものは可能な限り再生利用、再資源化を図り、焼却量や最終処分量を削減していくことが大切であるということはおどもも認識しているところでございます。そこで、県は、徳島県廃棄物処理計画に国の基本方針に則して、国の基本方針で示された排出量の削減目標やリサイクル率の目標等も参考といたしまして、本県独自の目標設定を行い、その推進に取り組んでいるところでございます。そして、当課では市町村の取組に対する技術的援助としての助言等に、また、環境首都課におきましても、県民、企業に向けた各種の取組を進めているところでございます。環境負荷の軽減と循環型社会構築のために、県は今後ともごみ処理の広域化による環境負荷の少ない高性能な処理施設の整備を推進するとともに、3R、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、再資源化の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

上村委員

いつもの答えですけれども、私たちは一般廃棄物の処理については、広域化になぜ反対するかですけれども、国策として進められていますけれども、広域になればなるほど運搬経費もかかって、大きな焼却炉が必要となるんです。かえって経費がかかって自治体経費を圧迫している例も全国であちこちにあります。それと、大きな焼却炉を一旦設置しますと、これを効率よく燃やすために大量のごみを必要とします。当初計画していたときよりも人口がだんだんと減ってきて、ごみの量が減ってくると、結局、再利用とかいろんな3

Rの取組やっっていても、燃やすごみの量を確保するために、結局産業廃棄物まで入れて燃やすようになってくると、こういったことに、どんどん悪循環になっていくんで、こういう面でも広域の行政は見直す時期に入っているのではないかと、そういった意見です。

それと今朝のニュースで、伊方原発の冷却用海水の漏れの事故があったということで、四国電力から県に対しても報告はあったようですけれども、こういった本当に、事故、大きな影響はないとはいえ、伊方原発については再稼働について非常に県民の皆さんからも危険だと、福島第一原発事故のようなことが起こったら、もう取り返しがつかないということで、大きな声も上がっています。県の統計を見ましても、統計情報とくしまの11月号、ここを見ても、徳島県内の電力需要というのは年々減ってきていまして、一部大きな企業では少し需要が、産業用では大口電力が増えている所もありますけれども、総じて減ってきています。平成22年から平成26年までね。そういう状況の中で、四国電力も、今、電力は十分足りているという状況ですので、原発を早期に動かさなくてはいけない理由は何一つないと思うんです。石炭火力発電からの脱却を凶らなくてはいけないという点では、徳島もそうですけれども、自然エネルギーを大量に増やしていこうという取組も始まってますので、もっとこういう方向を進めて、石炭火力発電など、そういった石油や石炭に影響する発電を減らして行って、原発に頼らずに自然エネルギーでやっていくと、こういうことが十分可能な時代に入っていると思いますので、是非、この伊方原発については、もう動かすなということを県としても言うていただけないかなと、そういう思いです。

(「付議されとらんけん答えれんだろ。地球温暖化防止に関するを書いてあるけん、逆じゃなこれは」と言う者あり)

原発事故が起これば、今の福島原発の状況でも明らかなように海水にどんどん放射能が……(「この会議で何が付議されとるのか、という話をしているわけで」と言う者あり)だから、地球環境保全、生活環境の保全に関わってくると思うんです。防災だけの問題ではないと思いますんで意見を申した次第です。

(「防災じゃなくて環境や、この委員会は」と言う者あり)

環境破壊ですよ、原発の事故はね。

藤本環境首都課長

伊方原発に関しましては、10月ですか、愛媛県知事のほうで再稼働に同意するという判断をされておりますので、その判断に関しましては、四国電力での安全対策、それから周辺自治体とか愛媛県議会の考え、さらには万が一のときには政府が責任を持って対処をするという安倍首相の発言に見られる国の姿勢、このあたりを総合的に判断したものというふうに考えております。

本県におきましては、国の責任による安全性の確保を大前提といたしまして、立地県における伊方原発の安全性に対する対応、考えを第一とすると、これまでも申し上げてきたところでありまして、愛媛県知事が熟慮に熟慮を重ねて出した判断は尊重したいと考えております。ただ、本県といたしましては、また自然エネルギー協議会会長県といたしましては、太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的な活用を推進いたしまして、将来的には原発に依存しないシステムを構築していくべきというふうな考えには変わりはなく、引き続き自然エネルギーの普及拡大また水素エネルギーの普及拡大、これらに努め

てまいりたいというふうに考えております。

樫本委員

本委員会に付議事件として挙げられております地球温暖化防止に関する件、また水資源の確保、水源のかん養の視点から何点かお伺いをしたいと思います。

まず、地球温暖化の防止についてですが、過日、フランスはパリで、大変厳しい監視体制の下にC O P 21が、国際会議が行われました。非常に、一歩二歩前進した結果になったと、こんなふうに思っております。しかしこれも、しっかりと先進国をはじめ、関係する国々がその約束を守ってこそ実現されるものであって、なかなか実現は容易でないと思うわけでございます。ようするに、産業革命時の環境に戻していこうという大胆な数値目標ですから、これはなかなか私は実現しにくいと実は腹の中は思っております。しかし、これの実現に向けて進めるということは先進国をはじめ、関係国の大きな責任であろうと思っております。地球人としての大きな責任であろうと思っております。そして、日本は中でもリーダーシップをしっかりと発揮して、地球の温室効果を下げていくという方向の技術開発や運動をしっかりとしていかななくてはならないと、こういうふうに思っているところでございます。

そして、その中で、まず、国連の気候変動に関する政府間パネル、これI P C Cと言うそうですけれども、この機関が世界の科学者の協力を得て知見をまとめました。その最新の報告によりますと、地球温暖化は確実に進んでおると、これ、誰でもこう言っておるんですが、確実に進んでいるようでございます。著名な科学者がそう言っているのだからそうだろうと思っております。そして、日々の生活からも、我々のような、それほど知見を持っていない人間でもこれは感じておるのが普通です。そして、今世紀末に気温は最大4.8度上昇し、海面水位は82センチメートル上昇すると言われております。もうとんでもない気候変動、気象変動です。この気温が変動いたしますと、結果として動植物に与える影響は非常に大きい。また、豪雨、そしてまた一方では砂漠化も非常に深化するだろうと、極端な気候現象になって砂漠化が世界各地で起こるだろうと言われております。特にアメリカの内陸では砂漠化が進んでおり、とうもろこしや小麦の生産にも大きな影響が出ておるのが実態でございます。こんなリスクがあるわけでございます。そこでお伺いをいたしますが、地球温暖化により農業に与える影響、これをどんなふうに考えられておられるのかお伺いをいたします。

河野農林水産部次長

地球温暖化による農業への影響というふうな御質問でないかと思っております。徳島県におきましても、徳島地方気象台における観測データによりますと、年平均気温は最近100年の間に1.39度ほど上がっておるということを聞いておるところでございます。それから特に春と秋の上昇傾向が大きいという結果であるそうでございます。

温暖化によりまして農業に及ぼす影響というふうなことでございますけれども、まず一点目といたしましては、特に水稻というのが非常に面積が大きいものですから、水稻の収量の変化として、全国平均で3度上昇いたしますと、北海道では収量が上がっていくというふうなことでございますけれども、それより南、四国もそうですけれども、8パーセントから15

パーセントほど減少するというふうなことを言われておると聞いております。また、本県は、うんしゅうみかんを栽培しておりますが、りんごやうんしゅうみかんの栽培適地が北上して、現在の適地というものが移っていくということも考えられます。それから、南方に生息する病害虫が、徳島をはじめ、日本の本土にも広がってくるというふうなことが考えられます。

また、高温によりまして家畜等への影響が考えられるということで聞いておるところでございます。本県におきましても、高温でもいい品質が保たれる水稻のあきさかりでありますとか、早期に収穫できるれんこんでありますとか、そういうふうな品種の導入、育種などの対策を講じておるところでございます。また地球温暖化によりまして、年降水量の変動幅が大きくなって、トータルとしては平年並みの降水量であっても、季節によって、また月によっては大雨であったり渇水であったりというふうな、ばらつきが大きくなっていくというふうなことを聞いております。さらに、気温が上昇した場合には、蒸発量が増えて水が不足していくというふうなことも言われておると聞いておるところでございます。

樫本委員

お答えを頂きました。地球温暖化が日本の農業、また農業に与える影響について、水稻の収量の変化であったり水資源の不足、果樹や栽培適地の移動なんかが起こってくると。これははっきりしてますね。水稻なんかは、もう今、北海道が非常に伸びましたね。主たる産地になりつつある。北海道もおいしいお米ができるようになった。20年、30年前はそうではなかった。作付面積がずっと拡大してますね。

それから私、7月にスコットランドに行く機会がありまして、現地を見てきましたけれども、いわゆる、ウイスキーの産地で、大麦とか、羊とかたくさん飼われているんですが、ここが温暖化によってこれからワインの産地になるんじゃないかということをお日本人ガイドが言いましたね。そのぐらい変わっていくんですね、この産地の移動は。これもうとんでもないことが起こるんですね。

本当にこれから日本の農業、ブラジルやアメリカの干ばつなんかを考えると地球規模での食糧不足は確実に起こってきますね。アフリカ、そしてインド。中国の一人っ子政策も変わりました。ひょっとしたら、中国も人口増につながっていくかも分からない。とにかく世界的な人口は爆発的に増えていくわけ。先進国は減りますけどね。そんなのは僅か。しかし、地球的な規模で考えると、非常に人口が増えて、食糧不足が起こる。その中で水不足というのがこれは大変な、これ人類にとって危機的な状況です。この水資源はしっかりと守っていかなくてはならない。しっかりと地球温暖化対策は講じていかなくては、人類に大きな影響を与えるということがよく分かるわけです。しっかりと取り組んでいかなくてはならないと、こんなふうに思います。よろしく願いいたします。

それから、今申しました温暖化によって、水資源の、いわゆる水不足が生じるということをお最後に、おっしゃいました。これについて、本県の水資源の確保やかん養について、今後、農林水産部として、どんな施策をとっていくべきと考えているのか、まず教えてください。

河野農林水産部次長

どういう施策を講じていくのかというふうなことでございますが、九州沖縄農業研究センターにおきまして、温度が上がっていくと蒸発量が増えて水不足が発生するという研究の結果がございます。それにつきましては、8月に限ってのことというふうなことでございまして、水稻作が前進すれば、水田からの蒸発量が増え、またその水不足が深刻化するというふうなことも言われております。また一方、水稻作を後らせると軽減されるというふうなことも言われておるところでございます。栽培面から申しますと、そういうふうな気象に対応した栽培形態を考えていかなければならないんでないかなと考えているところでございます

樫本委員

それをどういうふうに解決していくかというところまで答えていただきたいんですがね。どういう施策を講じていくのかということ。現時点では答えられない。難しいですよこれは。

庄野委員長

小休します。(11時31分)

庄野委員長

再開します。(11時32分)

樫本委員

今、委員長が山の保水力を、広葉樹林化を図れというお話がございまして、これも微々たるもので……(「緑のダムでいかんか」と言う者あり)緑のダム。これも効果がない。気休めじゃ。

(「ちっとはあるけんどな」と言う者あり)

そしたら農林水産部のほうはやめましょう。

次は水源のかん養、いよいよ水問題のほうに入っていくんですが、本県の東海岸、吉野川、勝浦川、那賀川、海部川、この海に面した徳島の川は、全部西から東に向けて流れております。これが特徴です。そして途中で地下に水資源が浸透して塩水化を防いでいる。そして徳島の農地を守っている。

(「そのとおり」と言う者あり)

そういうことですよ。しかし、水が、今、吉野川や那賀川、勝浦川には、このばらつきがある。流れているときと流れていないときのばらつきが大きすぎます。これはこの日本の降水量と年ごとの変動が大きくなっているという、いわゆるこの気象庁のホームページ、1890年から2020年、これちょっと予測がありますが、こういう、これだけばらつきがある。洪水と渇水の。気象庁のホームページです。

つい最近、少し雨が降りました。それで今、吉野川は第十堰^{ぜき}から水が越えて、ある程度水圧がかかっております。今後、どうなるかと言いますと、これからは渇水期に入ります。もうこの水で来年の3月、4月ぐらゐまで雨は降りません。そうしますとずっと第十堰^{ぜき}が

乾きます。そういう状態が続きます。そして、どんなになるかと言うと、第十堰^{ぜき}からの上流、いわゆる柿原堰^{ぜき}との間、高瀬橋っていう所から、その付近からC層に向かって水が浸透して地下水を潤わせているんですね。この水圧が極端に下がってきます。そうしますと、塩水化がまた進んでくるんですね。慢性的に第十堰^{ぜき}は枯れているんです。早明浦ダムや池田ダム造った時から。今、どれくらいの水が流れているかと言うと、その時の3分の1しか流れてない。

(「香川県へ出ていきよる」と言う者あり)

3分の1しか流れてない。これでね、吉野川の水環境を保てるのか、そのあたりの視点をまず聞きたい。どんなふうに考えられているのか。良好に水環境が保たれているのか。

古井河川整備課副課長

今、委員のほうから、吉野川の水が、ダムができる前の3分の1になったというお話を頂いたところでございます。吉野川につきましては、国の調査を見れば、吉野川の阿波中央橋における平均的な水量や減少したときの水量は、昭和50年の早明浦ダム運用開始以前と開始後の40年間を比較した場合、各年の変動は大きいものの、変動は把握しにくいという状況でございます。

榎本委員

あなたは把握しにくいけどね、僕は毎日見てるんで、毎日観測してるから。確実に。そのもう一つの結果を言いましょうか。これは、吉野川市鴨島町、江川。名水百選に選ばれた江川というのがありますが、これは早明浦ダムや池田ダムが造られるのと同時にここは枯れてます。死の川になってます。

(「藍住の正法寺川も入れといて」と言う者あり)

正法寺川も一緒。もう全て、徳島は犠牲になっているんですよ。これ何とかやってほしい。昔の水環境を守ってほしい。後世にいい環境を残したい。それでもね、把握しにくいと。把握、すごくしやすいでしょ。どうですか。把握はしやすいと思うこれ。きちっと結果が出ている。江川は吉野川からきている。一緒ですよ。だから堤防造ったら、下はずっと砂利層でね、浸透水はずっと流れている。水量があつたら、水圧があつたら、ずっと水が流れてくるんです。その証拠に、今は流れてますよ。濁水が少し。吉野川の水位が高いときは。しかし一週間もしないうちに枯れます。もう今、多分、今日だったら、池田ダムは毎秒25トンか50トンまででしょ、流しているの。そうなるとね、これが4時間5時間10時間もすると、中央橋付近はずっと下がってくる。とにかく、昔の環境に戻してもらいたい。水環境を。徳島県民みんな犠牲になってます。

井戸もね、浅井戸でいけたのが深井戸のポンプを付けないと水が上がらない。これだけ被害を受けている。もう一度、水環境について環境の立場からどういうふうに地下水を考えますか。

上岡環境管理課長

地下水に恵まれます本県は、古くから地下水を水資源としまして上水道、それから工業用水、農業用水等に利用してまいりました。しかし、昭和40年代の地下水の過剰なくみ上

げは水位の低下、それから塩水化を引き起こす原因となりまして、もしそういうことで地盤沈下とかになりましたら、大きな公害問題になると考えられております。このため、本県の規制としましては、代表河川になります吉野川や那賀川等の流域におきまして、地下水の観測井戸を設けて、現状の把握に努めているところでございます。

それと、最初の規制としましては、吉野川下流域におきまして、まず昭和44年に国、県、吉野川下流域の市町それから企業等で吉野川下流地域地下水利用対策協議会を設立しまして、自主規制に入り、取水の削減を実施してきたところでございます。それからさらに、県のほうとしましては、昭和58年の8月に徳島県地下水の採取の適正化に関する要綱を制定、その後は平成17年10月には県の生活環境保全条例で規制を行いまして、地下水の採取の適正化を図っております。

そうした結果、地下水の状況につきましては、吉野川下流域は昭和60年頃は名田橋あたりまで塩水化が進んでおりましたが、その後、改善が見られておる状況でございます。現状といたしまして、徳島市川内町加賀須野付近におきましては、まだ塩水化が見られますが、徳島市応神町吉成付近におきましては、水道水として使えます塩化物イオン濃度200ピーピーエム、この程度まで回復しているような状況でございます。県としましては、今後も地下水の監視等、継続して行ってまいりたいと考えております。

樫本委員

いろんな地下水の取水の適正に関する要綱、また生活環境保全条例、これを確実に実施をして、地下水のくみ上げをきちっと規制をしておりますということですが、地下水のくみ上げは、今、減っておると思います。国府付近のあゆ業者も壊滅状況ですから、これはなくなってると思うんですが、それ以上に、吉野川からの水圧の影響というのが大きいと思いますよ。これはどうしてもやっぱり水圧をかけて徳島平野、徳島農業を守っていく方向でないと、これは困りますね。

それからまだもう一つお伺いをいたしますがね。今後、北岸用水の完成によりまして、第十^{ぜき}堰の上流、第十^ひ樋門との間、あそこから幹線に向かって取水口を設けます。そうすることによって、第十^{ぜき}堰から柿原^{ぜき}堰への水位が更に下がる。それからもう一つ、柿原^{ぜき}堰の上流、左岸で、そこからも取水をいたします。そうしますと、柿原^{ぜき}堰から上流で更に水位が下がります。そうしたら、どんな影響になりますか。余計に水圧が下がって、塩水化がまた復活するんですよ。やっぱり徳島の農業イメージを変えていくために、きれいな水がたくさんあって、そして豊かな水がたくさんあって、豊かな、安全で安心な農地で、それで農業を守っていこう、農業を振興していこう、農業は徳島のいわゆる成長産業だと。こう農林水産部は言っておるんですよ。そのとおりで、これから僕は非常に大事だと思ってるんですよ、水は。

過日、我が会派で、水資源機構の甲村理事長を迎えて勉強会を実施をいたしました。水の大切さはよく勉強できました。21世紀は水の時代だと言われた、その根拠をしっかりと聞いてまいりました。全地球のうちの水というのはごく僅か、数パーセントですよ。それをみんなで取り合いするということ、こういうことなんです。豊かな水をしっかりとキープして、そして活用して、地域振興に図っていく。これはもう非常に大事な。徳島は水に対しての危機管理がない。もっと危機管理をしっかりといただいて水資源のかん養を図って

いただき、水資源の確保を図っていただきたい。豊かな水で川の環境を守っていただきたい。こんなふうに思うんです。

二つのせきのそれぞれから取水口で農業用水を取水いたします。今、工業用水は8トンあります。うち、6トンがいわゆる吉野川の維持水量、こういうことになっておるんですが、6トンぐらいで維持水量は賄えません。大河吉野川を、僅か毎秒6トンの水というのは、ちょっとですよ。最大2万トン流れるんですよ吉野川は。そのうちの6トンぐらい、そんな僅かな水で、吉野川を守っていかうとかいうのはとんでもない。もっと水資源の確保に向けて真剣に取り組んでいただきたい。この答えは求めても多分答えがないからもう言いません。今後研究してください。香川は徳島より水をたくさん持ってますよ。徳島の水が池田からどんどん行ってますよ。

そして、ちょっと運用で聞きたいんですが、過日の洪水の日、5,000トン出した時、あの日、池田ダムの香川分水は止めておったのか、開けておったのか、聞かせてください。

古井河川整備課副課長

この前の豪雨の時に、池田、5,000トン、出ましたけれども、その時に香川、取水していたのかどうかという御質問でございますが、香川分水につきましては、洪水の時も取水は続けていたということで、流していたということです。

樫本委員

洪水のあるときにたくさん流してあげて。洪水のあるときに、向こうは水がめをいっぱい造っているんだから。国からいっぱいお金をもらってしっかりした水がめを造っているんで。水資源機構も、立派な。徳島に水が要るときはこっちに流さないかん。要らないとき、洪水は向こうに流してあげたらいい。そしてきれいにして使ったらいい。洪水のときだけ徳島に流したらいけない。これを今度の交渉ではっきり言ってください。約束してくれますか。

楠本県土整備部副部長

まず、水の確保でございますが、直接的な議論につきましては、先ほど委員おっしゃいましたように、未利用6トンというようなこと出ておりますが、未利用という表現自体がどうかというのもございます。工業用水の未利用分について、使われてないという議論がありますが、やはり環境面から言って、水自体が環境循環ですのでいろんなところに影響をするというので、しっかりとした流量を確保し、それが、いろんな、農業でありますとか自然環境とか、そういう影響も、そこまでも考えながら、しっかりと水を守っていくという立場で、県土整備部としても考えていきたいと思っております。

それと、やはり知事も言ってますように、治水という面で徳島が被害だけを被る。過日も5,000トンということがありまして、大きな被害は出なかったんですが、やっぱりそういったことも香川県に対しても、徳島が、おびえながら常にやっているということは、はっきり言ひまして、国に対しても、まず治水面に関して、他県もよく理解をするようにということ、今までも主張しておりますし、これからも、そういった面もはっきり述べていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

樫本委員

中途半端な答弁で、僕の期待するお答えは出てまいりませんが、とにかく、県益最優先。徳島の環境を守る。徳島の将来を守る。この視点をしっかりと交渉の場で発言をしていただきたい。そして人道的な立場から、水はあげたらいい。余っているときにあげたらいい。向こうは設備を持っている。その設備は最大に生かさないと。洪水のときにしっかりあげて、徳島の治水をそれで実現したらいい。そうでしょ。終わります。

庄野委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時51分)